

るための援助」及び（2）の③により準用する「⑨苦情処理」のうち国民健康保険団体連合会の苦情処理への対応に係る部分を除いて、適用するものとする。

3 訪問看護

1. 基本指針

- ・指定居宅サービスたる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものでなければならない。
- ・事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・事業者は、指定訪問看護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

（1）訪問看護ステーションの場合

① 看護職員

　保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦、准看護士
　管理者を含め、常勤換算で2.5名以上配置し、うち1名は常勤とすること

② 理学療法士、作業療法士　　実情に応じた適当数

③ 管理者

　常勤の管理者を1名置くこと

イ. 管理者は保健婦、保健士、看護婦又は看護士であること

ロ. 当該事業所の常勤の看護職員との兼務可

ハ. 併設する施設・事業所がある場合には、業務に支障がない場合に限り、これらの施設・事業所の従業者（管理者を含む）との兼務可

（2）病院・診療所の場合

　訪問看護に従事する保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士が配置されていること

3. 設備に関する基準

（1）訪問看護ステーションの場合

- ① 事業を行うために必要な広さの専用の事務室を有すること
　ただし、保険医療機関、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所又は福祉用具貸与事業所と当該事業所が併設の場合には、必要な広さの専用の区画を有すること
- ② 必要な設備、備品を備えること。

(2) 病院・診療所の場合

- ① 事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること
- ② 必要な設備、備品を備えること

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① サービス提供困難時の対応

事業者は、利用申込者の病状、当該事業所の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合には、速やかに主治の医師及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適當な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を講じなければならない。

② 居宅介護支援事業者等との連携

- ・事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- ・事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

③ 健康手帳への記載

事業者は、健康手帳を有する利用者に対して行った指定訪問看護の提供に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。

④ 利用料等の徴収

- ・事業者は、法定代理受領サービスたる指定訪問看護を提供した際は、利用料として、当該指定訪問看護について法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- ・事業者は、同一事業所において、指定訪問看護（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額、指定訪問看護に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額及び健康保険法第43条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第44条の4第1項に規定する指定訪問看護又は老人保健法第17条第1項に規定する医療若しくは同法第46条の5の2第1項に規定する指定老人訪問看護のうち指定訪問看護に相当するものに要する費用の額の間に、不合理な差異を設けてはならない。
- ・事業者は、前二項の利用料のほか、通常の事業の実施地域を超える場合の交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。
- ・事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関

して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

⑤ 指定訪問看護の基本取扱方針

- ・指定訪問看護は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ・事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

⑥ 指定訪問看護の具体的取扱方針

看護婦等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定訪問看護の実施に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- 二 指定訪問看護の実施に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 三 指定訪問看護の実施に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってその提供を行う。
- 四 指定訪問看護の実施に当たっては、常に利用者の病状及び心身の状況並びにその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- 五 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

⑦ 主治の医師との関係

- ・管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。
- ・事業者は、訪問看護の提供の開始に際し、利用申込者の主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- ・事業者は、主治の医師に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- ・上記にかかわらず当該事業者が病院又は診療所である場合にあっては、主治の医師による指示を示す文書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は診療記録への記載をもって代えることができる。

⑧ 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成

- ・看護婦等（准看護婦等を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び利用者の療養の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問看護計画書を作成しなければならない。
- ・看護婦等は、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。

- ・看護婦等は、作成した訪問看護計画書の主要な事項について、利用者又はその家族に説明しなければならない。
- ・看護婦等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しなければならない。
- ・管理者等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導、管理をしなければならない。

⑨ 緊急時の対応

看護婦等は、現に指定訪問看護の提供行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

⑩ 同居家族に対する訪問看護の禁止

事業者は、事業所の看護婦等にその同居家族たる利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

⑪ 準用

訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑧法定代理受領サービスを受けるための援助、⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑩居宅サービス計画の変更の援助、⑪身分を証する書類の携行、⑫サービスの提供記録の記載、⑭保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑮利用者に関する市町村への通知は訪問看護について準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問看護の内容、利用料及びその他の費用の額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 その他運営に関する重要事項

② 準用

- ・訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
③勤務体制の確保等、④衛生管理等、⑤掲示、⑥秘密保持等、⑦広告、
⑧居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑨苦情処理、⑩損害賠償、⑪会計の区分、⑫記録の整備、
- ・訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
①管理者の責務

は、訪問看護について準用する。

※ 基準該当サービスに関する基準については、継続して検討する。

※ 4(1)の「⑩ 同居家族に対する訪問看護の禁止」の取扱いについても継続して検討する。

4 訪問リハビリテーション

1. 基本方針

- ・ 指定居宅サービスたる訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。
- ・ 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・ 事業者は、指定訪問リハビリテーションの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

病院又は診療所において訪問リハビリテーションに従事する理学療法士又は作業療法士が配置されていること

3. 設備に関する基準

事業を行うために必要な広さの専用の区画を有すること

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 利用料等の徴収

- ・ 事業者は、法定代理受領サービスたる指定訪問リハビリテーションを提供した際は、利用料として、当該指定訪問リハビリテーションについて法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- ・ 事業者は、同一の事業所において、指定訪問リハビリテーション（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額、指定訪問リハビリテーションに係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額及び健康保険法第43条第1項に規定する療養の給付又は老人保健法第17条第1項に規定する医療のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との

間に、不合理な差異を設けてはならない。

- ・事業者は、前二項の利用料のほか、通常の事業の実施地域を越える場合の交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。
- ・事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

② 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針

- ・指定訪問リハビリテーションは、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、必要なリハビリテーションに関する目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- ・事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

③ 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針

- 理学療法士又は作業療法士が行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。
- 一 指定訪問リハビリテーションの実施に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
 - 二 指定訪問リハビリテーションの実施に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
 - 三 常に、利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
 - 四 それぞれの利用者について、訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに記録を作成するとともに、医師に報告する。

④ 訪問リハビリテーション計画の作成

- ・医師及び理学療法士又は作業療法士は、当該医師の診療を基に、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。
- ・医師又は理学療法士若しくは作業療法士は、利用者又は家族に対し、訪問リハビリテーション計画の内容について説明しなければならない。
- ・訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

⑤ 準用

- ・訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、
①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、③サービス提供困難

- 時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、
⑥心身の状況等の把握、⑧法定代理受領サービスを受けるための援助、
⑨居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑩居宅サービス計画の変更の援助、
⑪身分を証する書類の携行、⑫サービスの提供記録の記載、
⑬保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑭利用者に関する市町村への通知
- ・訪問看護のサービスの取扱いに関する基準中、
②居宅介護支援事業者等との連携、③健康手帳への記載、
は訪問リハビリテーションについて準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- 五 その他運営に関する重要事項

② 準用

- ・訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
③勤務体制の確保等、④衛生管理等、⑤掲示、⑥秘密保持等、⑦居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑧苦情処理、⑨損害賠償、⑩会計の区分、⑪記録の整備
- ・訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
①管理者の責務
は訪問リハビリテーションについて準用する。

5 居宅療養管理指導

1. 基本方針

- ・指定居宅サービスたる居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図るものでなければならない。
- ・事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・事業者は、指定居宅療養管理指導の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業

者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2. 人員に関する基準

(1) 病院又は診療所の場合

- ① 居宅療養管理指導に従事する医師又は歯科医師が配置されていること。
- ② 居宅療養管理指導の内容に応じ、薬剤師、歯科衛生士（訪問による口腔衛生に関する指導については、保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士を含む）又は管理栄養士が配置されていること。

(2) 薬局の場合

居宅療養管理指導に従事する薬剤師が配置されていること。

3. 設備に関する基準

(1) 病院又は診療所の場合

- ① 居宅療養管理指導を行うために必要な広さを有すること。
- ② 必要な設備、備品を備えること。

(2) 薬局の場合

- ① 居宅療養管理指導を行うために必要な広さを有すること。
- ② 必要な設備、備品を備えること。

4. 運営に関する基準

(1) サービスの取扱いに関する基準

① 利用料等の徴収

- ・ 事業者は、法定代理受領サービスたる指定居宅療養管理指導を提供した際は、利用料として、当該指定居宅療養管理指導について法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- ・ 事業者は、同一の事業所において、指定居宅療養管理指導（法定代理受領サービスである場合を除く。）を提供した際に支払いを受ける利用料の額、指定居宅療養管理指導に係る法第41条第4項第1号又は法第53条第2項第1号に規定する費用の額及び健康保険法第43条第1項に規定する療養の給付又は老人保健法第17条第1項に規定する医療のうち指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差異を設けてはならない。
- ・ 事業者は、前二項の利用料のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払いを利用者から受けることができる。
- ・ 事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

② 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針

- ・ 指定居宅療養管理指導は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、計画的に行われなければならない。
- ・ 事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

③ 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針

- ・ 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対する居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導又は助言等を行う。
 - 二 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助言を行う。
 - 三 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合には、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の策定、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。
 - 四 それぞれの利用者について、実施した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療録に記録する。
- ・ 薬剤師、管理栄養士又は歯科衛生士等の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科医師が交付した処方せんによる指示）に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
 - 二 指定居宅療養管理指導の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
 - 三 利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
 - 四 それぞれの利用者について、実施した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

④ 準用

- ・ 訪問介護のサービスの取扱いに関する基準中、

- ①内容、手続の説明及び同意、②提供拒否の禁止、③サービス提供困難時の対応、④受給資格等の確認、⑤要介護者認定等の申請に係る援助、⑥心身の状況等の把握、⑦居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、⑧身分を証する書類の携行、⑨サービスの提供記録の記載、⑩保険給付の償還請求のための証明書の交付、⑪利用者に関する市町村への通知、・訪問看護のサービスの取扱いに関する基準中、
②居宅介護支援事業者等との連携、③健康手帳への記載
- は居宅療養管理指導について準用する。

(2) サービスの取扱いに関する基準以外の基準

① 運営規程

事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅療養管理指導の種類、利用料及びその他の費用の額
- 五 その他運営に関する重要事項

② 準用

- ・訪問介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中
③勤務体制の確保等、④衛生管理等、⑤掲示、⑥秘密保持等、⑦居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、⑧苦情処理、⑨損害賠償、⑩会計の区分、⑪記録の整備
- ・訪問入浴介護のサービスの取扱いに関する基準以外の基準中、
①管理者の責務

については、居宅療養管理指導について準用する。

6 通所介護

1. 基本方針

- ・指定居宅サービスたる通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業者は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものでなければならない。
- ・事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めなければならない。
- ・事業者は、指定通所介護の事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。